

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

ページ

秋田県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例(七五・総務課).....	5
地方独立行政法人法施行条例(七六・総務課).....	5
秋田県情報公開条例の一部を改正する条例(七七・情報公開課).....	7
秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例(七八・情報公開課).....	8
一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(七九・人事課).....	9
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(八〇・人事課).....	10
秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(八一・財政課).....	10
秋田県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(八二・市町村課).....	11
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(八三・情報企画課).....	12
秋田県立男鹿水族館条例(八四・観光課).....	12
秋田県建設業者許可証明等手数料徴収条例及び秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(八五・建設管理課).....	16
秋田県立武道館条例(八六・保健体育課).....	17

この号で公布された
条例のあらまし

秋田県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七五号)

- 1 包括外部監査人は、公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて監査することができることとした。
 - 2 その他
- (二)(一) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

地方独立行政法人法施行条例(秋田県条例第七六号)

- 1 この条例は、地方独立行政法人法(平成一五年法律第一一八号)の施行に關し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

2 秋田県地方独立行政法人評価委員会に關し、組織、委員の任期等必要な事項を定めることとした。(第二条、第六条関係)

- 3 地方独立行政法人がその処分について知事の認可を受けなければならない重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡する場合又は担保に供する場合にあつては、その適正な見積価格)が七、〇〇〇万円以上の不動産(土地については、その面積が一件二〇、〇〇〇平方メートル以上のものに限る。)又は動産とすることとした。(第七条関係)

4 その他

- (一) この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

(二) 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三五号)について所要の規定の整備を行うこととした。

秋田県情報公開条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七七号)

- 1 県が設立した地方独立行政法人を実施機関に加えるとともに、公開請求に係る行政文書に記録されている地方独立行政法人並びにその役員及び職員に關する情報の公開について、地方公共団体及び公務員に關する情報と同様に取り扱ふこととした。

- 2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七八号)

1 独立行政法人等が取り扱う個人情報等を国及び地方公共団体のものと同様に取り扱うこととした。(第七条及び第一六条関係)

2 実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該管理に係る契約において、指定管理者が講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならないこととするともに、当該業務に従事している者等は、当該業務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこととした。(第二二条の二関係)

3 県が設立した地方独立行政法人を実施機関に加えることとした。(第二条、第六条、第二九条の二及び附則第四項関係)

4 地方独立行政法人が取り扱う個人情報等を国及び地方公共団体のものと同様に取り扱うこととした。(第七条及び第一六条関係)

5 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二) 1、2及び5(三)は公布の日から、3及び4は平成一六年四月一日から施行することとした。

(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七九号)

1 労働基準法の一部を改正する法律(平成一五年法律第一〇四号)の施行に伴い、任期付研究員の健康及び福祉の確保並びに苦情の処理に関する措置の実施について所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成一六年一月一日から施行することとした。

議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八〇号)

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令(平成一五年総務省令第一一五号)の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八一号)

1 貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成一五年政令第四六四号)による地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成一二年政令第一六号)の一部改正に伴い、貸金業者の登録及び登録の更新の申請に係る手数料の額をそれぞれ一五〇、〇〇〇円(現行四三、〇〇〇円)に引き上げることとした。(第一四条関係)

2 その他

(一) この条例は、平成一六年一月一日から施行することとした。
(二) 秋田県貸金業者登録等手数料徴収条例(平成一二年秋田県条例第八七号)は、廃止することとした。

秋田県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八二号)

1 市町村が処理する事務に、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成一四年法律第一五三号。以下「法」という。)に基づく事務のうち法第三四第四項に規定する発行手数料の徴収に関する事務を追加することとした。

2 この条例は、法の施行の日から施行することとした。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(秋田県条例第八三号)

1 趣旨

この条例は、法の施行に関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

2 手数料の額

(一) 法第三四第四項に規定する発行手数料の額は、指定認証機関が行う法第三条第六項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用の額を基礎として、指定認証機関が定めることとした。(第二条第一項関係)

(二) 法第三四第五項に規定する情報提供手数料の額は、次の事項を考慮して、指定認証機関が定めることとした。(第二条第二項関係)

(1) 指定認証機関が行う法第一八条第一項の規定による保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等に要する費用の額

(2) 指定認証機関が行う法第一八条第二項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に要する費用の額

(3) (1)の失効情報又は(2)の失効情報ファイルの提供を求める者が当該失効情報又は失効情報ファイルを使用して行う業務の内容

3 この条例は、法の施行の日から施行することとした。

秋田県立男鹿水族館条例(秋田県条例第八四号)

1 秋田県立男鹿水族館(以下「水族館」という。)を男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢に設置することとした。(第一条関係)

2 水族館に入館する者から入館料を徴収することとし、その額を次のとおりとすることとした。(第二条及び別表関係)

- 3 水族館の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができることとし、その指定の手続については、次のとおりとすることとした。（第五条関係）
 - (一) 指定管理者の指定は、水族館の管理を行おうとするものの申請により行うこと。
 - (二) 知事は、指定の基準に適合していると認めるもののうちから指定管理者を指定すること。
 - (三) 県が設置する公の施設の管理に係る指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しないものは、(一)の申請をすることができないこと。
- 4 指定管理者は、次の業務を行うこととした。（第六条関係）
 - (一) 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (二) 魚、海獣等の飼育に関する業務
 - (三) 水族館の利用の促進に関する業務
- 5 水族館の管理に関し知事が必要と認める業務
- 6 指定管理者は、水族館に入館する者から利用料金を自己の収入として收受することとした。（第八条関係）
- 7 利用料金は、その変更を含め指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めることとし、知事は、申請に係る料金が2の金額の範囲内であること等の基準に適合していると認めるときは、その承認をしなければならないこととした。（第九条関係）

定期券(有効期間一年)	回数券	団体料金(二〇人以上の団体)		普通料金	
		一般	小学校児童及び中学校生徒	一般	小学校児童及び中学校生徒
一人につき普通料金の額に四を乗じて得た額を超えない範囲内において規則で定める額	一人一回につき	八〇〇円	四〇〇円	一人一回につき	五〇〇円
一人一回につき	一人一回につき	四〇〇円	二〇〇円	一人一回につき	一〇〇円

- 8 その他入館料の減免及び不還付、利用料金の減免及び不還付並びに指定管理者の指定等の公告について、所要の規定を設けることとした。（第三条、第四条及び第一〇条第一二条関係）
- 9 この条例は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、3、7及び8（公告に関する部分に限る。）は、公布の日から施行することとした。

- 1 秋田県建設業者許可証明等手数料徴収条例（昭和四十七年秋田県条例第二号）の一部改正（第一条による改正）
 - (一) 題名を秋田県建設業許可内容証明書交付等手数料徴収条例に改めることとした。
 - (二) 建設業の許可の内容の証明書の交付を受けようとする者等から手数料を徴収することとし、その額を次のとおり定めることとした。

建設業の許可の内容の証明書の交付	一通につき	六〇〇円
経営規模等評価の結果の証明書の交付	一通につき	六〇〇円
総合評定値の証明書の交付	一通につき	六〇〇円
経営状況分析の申請	一件につき	一五、九〇〇円
経営状況分析の結果の証明書の交付	一通につき	六〇〇円

- 2 秋田県標準事務関係手数料徴収条例（平成二二年秋田県条例第一九号）の一部改正（第二条による改正）
 - 建設業に係る経営規模等評価の申請をする者等から手数料を徴収することとし、その額を次のとおり定めることとした。

経営規模等評価の申請	八、一〇〇円と二、三〇〇円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
総合評定値の通知の請求	四〇〇円と二〇〇円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

- 3 その他
 - (一) この条例は、平成一六年三月一日から施行することとした。
 - (二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県立武道館条例(秋田県条例第八六号)

- 1 秋田県立武道館(以下「武道館」という。)を秋田市新屋字砂奴寄二番地の二に設置することとした。(第一条関係)
- 2 武道館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならないこととした。(第二条関係)
- 3 教育委員会が使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる場合の要件を規定することとした。(第三条関係)
- 4 武道館を使用する者から、所定の額の使用料を徴収することとした。(第四条及び別表関係)
- 5 使用料の減免及び不還付について、所要の規定を設けることとした。(第五条及び第六条関係)
- 6 武道館の管理は、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができることとし、その指定の手続については、次のとおりとすることとした。(第七条関係)
 - (一) 指定管理者の指定は、武道館の管理を行おうとするものの申請により行つこと。
 - (二) 教育委員会は、指定の基準に適合していると認めるもののうちから指定管理者を指定すること。
 - (三) 県が設置する公の施設の管理に係る指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しないものは、(一)の申請をすることができないこと。
- 7 指定管理者は、次の業務を行うこととした。(第八条関係)
 - (一) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
 - (二) 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (三) 武道館の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
 - (四) 武道館の管理に關し教育委員会が必要と認める業務
- 8 指定管理者は、3の要件のほか、開館時間及び休館日に関する基準その他の教育委員会規則で定める管理の基準に従つて武道館の管理を行わなければならないこととした。(第九条関係)
- 9 その他
 - (一) この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行することとした。ただし、6は、公布の日から施行する

- (二) 重要な公の施設等の範囲を定める条例(昭和三九年秋田県条例第三二号)について所要の規定の整備を行うこととした。

条 例

秋田県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第七十五号

秋田県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例

秋田県外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成十一年秋田県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「委託し」を「行わせ」に、「当該委託」を「当該管理の業務」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成十五年法律第八十一号)による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているもの出納その他の事務の執行で当該委託に係るものの監査については、なお従前の例による。

地方独立行政法人法施行条例をここに公布する。

平成十五年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第七十六号

地方独立行政法人法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の組織及び委員の任期)

第二条 法第十一条第一項の規定により設置する秋田県地方独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第三条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第四条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第五条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第六条 第二条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(重要な財産)

第七条 法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡する場合又は担保に供する場合)にあっては、その適正な見積価額)が七千万円以上の不動産(土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。)又は動産とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十二年秋田県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「特別職報酬等審議会の委員」を

「地方独立行政法人評価委員会の委員及び臨時委員
特別職報酬等審議会の委員」
に改める。

秋田県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第七十七号

秋田県情報公開条例の一部を改正する条例

秋田県情報公開条例（昭和六十二年秋田県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、実施機関の職員」の下に「（県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員を含む。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「及び公営企業管理者」を「、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人」に改める。

第六条第一項第一号(二)中「並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員」を「、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員」に改め、同項第二号中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同項第三号中「並びに独立行政法人等」を「、独立行政法人等並びに地方独立行政法人」に改め、同項第四号中「又は独立行政法人等」を「、独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

第十二条第一項中「地方公共団体」の下に「、地方独立行政法人」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

第十四条の二 県が設立した地方独立行政法人がした公開決定等又は当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定による異議申立てをすることができる。

第十五条第一項中「（昭和三十七年法律第百六十号）」を削る。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月二十二日

秋田県条例第七十八号

秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第一条 秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「国」の下に、「独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)」を加える。

第七条第三項第六号及び第九条第一項第五号中「国」の下に、「独立行政法人等」を加える。

第十二条の次に次の一条を加える。

(指定管理者の指定に伴う措置等)

第十二条の二 実施機関は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該管理に係る契約において、指定管理者が講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 前項の公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第十六条第一号中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、同条第五号中「並びに国」を、「国」に改め、「地方公共団体の機関」の下に「並びに独立行政法人等」を加え、同条第六号中「機関又は」を「機関、」に改め、「」の機関」の下に「又は独立行政法人等」を加え、同号口中「又は国等」を、「国等又は独立行政法人等」に改める。

第二十条第一項中「国」の下に「、独立行政法人等」を加える。

第四十九条の見出し中「国等」を「国その他の団体」に改め、同条中「、国等」の下に「若しくは独立行政法人等」を加え、「又は国等」を「又はこれら」に改める。

第二条 秋田県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第二十九条の二」に改める。

第二条第二号中「及び公営企業管理者」を、「公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」に改め、同条第三号中「及び地方公共団体」を、「地方公共団体及び地方独立

秋田県知事 寺田典城

行政法人」に改め、同条第四号中「が職務上」を「(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)」が職務上」に改める。

第六条第三項中「者」の下に「(県が設立した地方独立行政法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者を含む。以下同じ。)」を加える。

第七条第三項第六号中「又は他の」を「、他の」に改め、「地方公共団体」の下に「又は実施機関以外の地方独立行政法人」を加える。

第九条第一項第五号中「若しくは他の」を「、他の」に改め、「地方公共団体」の下に「若しくは実施機関以外の地方独立行政法人」を加える。

第十六条第五号中「並びに独立行政法人等」を「、独立行政法人等並びに地方独立行政法人」に改め、同条第六号中「又は独立行政法人等」を「、独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

第二十条第一項中「地方公共団体」の下に「、地方独立行政法人」を加える。

第二章第四節中第三十条の前に次の一条を加える。

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第二十九条之二 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等若しくは訂正決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求若しくは訂正請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定に基づく異議申立てをすることができる。

第三十条第一項中「(昭和三十七年法律第六十号)」を削る。

第四十九条中「若しくは独立行政法人等」を「、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人」に改める。

附則第四項を次のように改める。

4 県が設立した地方独立行政法人が行う個人情報取扱事務(その設立の日から二月以内に開始するものに限る。)に係る第六条第二項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「開始したときは、遅滞なく」とする。

附則第五項を削る。

附 則

1 この条例中第一条及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の秋田県個人情報保護条例の規定は、同条の規定の施行の日以後にされた個人情報の開示の請求、訂正の請求又は取扱いの是正の申出について適用し、同日前にされた個人情報の開示の請求、訂正の請求又は取扱いの是正の申出については、なお従前の例による。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月二十二日

秋田県条例第七十九号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年秋田県条例第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の場合において、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、第一号任期付研究員の勤務時間の状況に応じた当該第一号任期付研究員の健康及び福祉を確保するための措置を講ずるものとする。

4 第一項の場合において、人事委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、第一号任期付研究員からの苦情を処理するものとする。

附 則

この条例は、平成十六年一月一日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第八十号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年秋田県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の備考中「別表第一」を「別表第二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第八十一号

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県標準事務関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(貸金業の規制等に関する法律関係手数料)

第十四条 県は、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号。以下この条において「法」という。)に基づく事務について次の各号に掲げる申請をする者から、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 法第三条第一項の規定に基づく貸金業者の登録の申請

十五万円

二 法第三条第二項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請

十五万円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年一月一日から施行する。

(秋田県貸金業者登録等手数料徴収条例の廃止)

2 秋田県貸金業者登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第八十七号)は、廃止する。

秋田県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第八十二号

秋田県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

秋田県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項を一の二の項として次のように加える。

一 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五百二十三号)に基づく事務のうち、同法第三十四条第四項に規定する発行手数料の徴収

市町村

附 則

この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）の施行の日から施行する。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例をここに公布する。

平成十五年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第八十三号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例

（趣旨）

第一条 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の額）

第二条 法第三十四条第四項に規定する発行手数料の額は、指定認証機関（同条第一項の規定により知事が認証事務を行わせることとした者をいう。以下同じ。）が行う法第三条第六項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用の額を基礎として、指定認証機関が定めるものとする。

2 法第三十四条第五項に規定する情報提供手数料の額は、次に掲げる事項を考慮して、指定認証機関が定めるものとする。

- 一 指定認証機関が行う法第十八条第一項の規定による保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等に要する費用の額
- 二 指定認証機関が行う法第十八条第二項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に要する費用の額
- 三 第一号の失効情報又は前号の失効情報ファイルの提供を求める者が当該失効情報又は失効情報ファイルを使用して行う業務の内容（発行手数料の徴収の時期）

第三条 前条第一項の発行手数料は、法第三条第七項の規定により住所地市町村長が電子証明書を提供したときに徴収する。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

秋田県立男鹿水族館条例をここに公布する。

平成十五年十二月二十二日